

法務省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容	
	区分	分野		見解	補足資料	見解	補足資料					
101	B	地方に対する規制緩和	その他	登記所の各種証明発行業務(以後、特定業務)の市の窓口での実施	県庁からは、スキームを示していただいているところであるが、このスキームでは、機密の設置費や保守料等で年約500万円、人員費として年約200万円程度の市負担が発生するとの費用は国が負担すべきである。県庁は公営法の所管ではないため、同法の改正等について回答できる立場ではないのは承知しているが、今後、同法の改正がなされることになれば、不動産登記法や商号登記法等の改正が必要になると想定されるので、その際には迅速に対応願いたい。			【全国市長会】登記事項証明書の交付事務に係る国と地方の役割分担を踏まえた検討が必要である。		法務局証明サービスセンターの設置の可否については、国費を投入するに足る行政費の有無を判断するための設置基準に基づいて判断しており、同基準を満たさない地域におけるサービスセンターの運営費を国が負担することはできない。		
173	B	地方に対する規制緩和	土木・建築	所有者等が存在しない空家等の跡地処分における手続きの簡素化	本提案は、空家法上「空家等」の定義には建物の敷地も含まれていることから、同法に基づく簡式代執行の際に、敷地も含め公告することで、相続財産管理人制度における公告の手続きを代行することができないかというものである。相続財産管理人制度の手続きの代理が困難であれば、簡式代執行後の跡地の所有権を持つ者を市町村長が確知できない場合には、市町村長から国に申出することで、後継者の請求により利害関係人を立てるなど、市町村に負担とならない手続について検討していただきたい。			【全国市長会】提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項に基づく簡式代執行に係る公告と、民法に規定する相続財産管理人制度に係る各種公告とはその目的、内容や主体を異にするものであり、手続を代行することは困難である。また、「後継者の請求により利害関係人を立てる」との趣旨は必ずしも明らかでないが、相続財産管理人の選任を申し立てる意思のない利害関係人に選任申立てを強制する制度の創設を要する趣旨であるとすれば、私的自治の原則に反するものであり、対応は困難である。		
253	B	地方に対する規制緩和	土木・建築	区画整理事業における準昇特定制度の活用に関する規制緩和	現行制度においても、一定の対応ができてはいるが、ご指摘のとおりと考えるが、区画整理事業そのものには協賛的な土地所有権登記名義人等であっても、準昇が実現できていることによる心理的負担、応接のない隣接地の所有権登記名義人等と個人としての係争を避けたこととの心理的負担、準昇特定制度を利用してもらえない現状がある。それにより境界を特定することができず、区画整理事業そのものの停滞につながっている。区画整理事業など公共性の高い事業については、自治体(原因者)が準昇特定制度の申請者となりうるよう特例を設けることで、公共事業の停滞を回避し、円滑な進捗を図り、準昇特定制度の活用範囲の拡大につながるものとする。	【小山市】準昇特定制度は、隣接する土地の一方の所有権登記名義人等からの申請が可能であることから、非協力的な土地の所有権登記名義人等から申請してもらうことが可能である。しかし、本市における組合のケースは、特定しない準昇に隣接する土地の所有権登記名義人等が両方とも非協力的(同一人物)であるため、申請も叶わず苦慮しているところである。(現行制度では対応できない)こうしたケースにおいても準昇特定制度を活用できるよう、区画整理事業の施行者である組合や自治体を申請人としての特例を定めていただくべく考えているので、引き続き特例の制定に向けた検討の方をお願いしたい。			【全国市長会】提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。		個人の財産である土地の準昇を当該土地の所有者の意向によらず、行政が強いることについては、慎重な検討を要するものと考えられる。土地区画整理事業の実施主体に申請権限を付与することについては、そのニーズや他の公共性を有する事業(地籍調査、土地改良事業等)との平仄も考慮しながら慎重な検討を要するものと考えられる。	
270	B	地方に対する規制緩和	その他	戸籍事務の窓口業務における公権力の行使に当たる業務の取扱いの見直し	総務省より通知は発出済みであるが、例えば「戸籍の届出」1戸籍の各届出の受付に関する業務一層出人の確認、届出書の記載事項及び届付書類の確認は、通知では民間事業者の取扱いが可能と業務とされているものの、現場での判断に誤りがあったとして是正を求められた。現場の実態に即した委任範囲を自治体に明示する必要があると考え、総務省は、各担当等との調整、働きかけ及びとりまめ等、その中心的な役割を果たすべきと考え、平成27年6月4日(市町村)の担務・運送等における担務に民間事業者が担務を担うこと(平成27年6月4日内閣府公共サービス改革推進室)において、民間事業者の取扱いが可能と業務が明示されている。しかし、例えば「戸籍の届出」1戸籍の各届出の受付に関する業務一層出人の確認、届出書の記載事項及び届付書類の確認は、民間事業者の取扱いが可能とされているものの、現場での判断に誤りがあったとして是正を求められた。このため法務省は、現場の実態に即した委任範囲を自治体に明示する必要がある。また、法務省の第1次回答のとおり「戸籍事務の窓口業務の民間委託を実施する限り、実際は業務の細分化を行わざるを得ない。効率的な業務運営に支障が生じ、公権力の行使とみなされている業務のうち支障事例にある確認等の業務は、民間の受付業務と大きく相違するとは考えられないため、法務省は、民間事業者でも対応可能な業務とする措置や基準設定を講ずるべきと考える。			【全国市長会】提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。		地方自治体における窓口業務の適正な民間委託の実施を効果的に進める取組については、総務省において、取りまとめを行っているものと承知している。戸籍事務においては、法令・通達等(マニュアルを含む、以下同じ。)に照らして処理の基準が明白な業務は、裁量的な判断を前提とせず、市区町村長の判断を要しない事業上の行為又は補助的行為であるから、委託することが可能であるが、処理の基準が明白でない業務は、裁量的な判断を要する。市区町村長の判断が必要となる業務であるから、委託することはできないものと考えている。なお、全国一律の業務が求められる戸籍事務においては、基本的な業務及び判断結果の均一性が求められるものの、業務効率を考慮した場合に部分した各業務の別やその位置付けは、各市区町村において異なることが考えられる。このような場合において全てをマニュアル化することは困難であるので、最終的には戸籍法第3条第2項に規定する管轄する法務局又は地方公務員に相談することが必要になると考えられる。		
286	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育士登録の取消しに係る関係機関からの円滑な情報提供	保育士登録の取消しは、児童福祉法に基づき行われなければならないものであり、この取消しのためには前料等の情報を提供することは、みだりに他の目的のために使用されるものとは言えない。また、前料等の情報を公開するわけではないため、法律上の保護に値する利益を侵害するものもなければ、人権上の問題を惹起することにもならないと考える。よって、提案に応じることは可能と考える。また、仮に法務省からの情報提供が困難な場合においても、児童福祉法を所管する厚生労働省において前料等を把握し、全ての都道府県において速やかに保育士登録の取消しが可能となるような仕組みを構築すべきと考える。なお、市区町村から情報を得ることとした場合、各都道府県は、保育士登録をしている保育士の本籍地の市区町村に対し、該当の保育士が記簿人名簿に記載された場合に情報提供してもらうよう、依頼・調整しなければならない。これを全ての都道府県が個別に行うのは、あまりにも非効率的であるため、現実的ではないと考える。					前回お答えしたとおり、法務省として応じることはできない。保育士資格に限らず、一定の前料を欠付事由としている資格は多数存在するが、検察庁において把握している前料等を裁判、執行事務の適正な運営に資する以外の目的のために使用するべきではないこと及び身分証明事項は市区町村において行われるべきであることは前回お答えしたとおりである。		
114	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	死亡した生活保護受給者の遺留品の生活保護債権への充当	貴省回答のとおり、死亡した被保護者の遺留品は、当該被保護者の財産の一部であって、一般的な相続財産として民法上の規定に沿って処理されるものであるが、死亡した被保護者の葬祭については、葬祭扶助を給付するとともに、生活保護法第70条において、遺留品による充当及び先取特権が認められていることである。このことは、民法第306条第3号及び第309条において、一般の先取特権として「葬式費用」が認められていることから、生活保護法においても特別の規定を設けているものであると考えられる。回答では、葬祭扶助へ充てられた遺留品に優先権がある場合については、生活保護制度において特別な取り扱いを定めることはできないとされているが、民法第306条第4号及び第310条において、一般の先取特権として「日用品供給」の先取特権が認められていることから、支障事例の生活保護債権(生活保護費として支給したものに相当する借入金(生活保護推進法第3条第3号)等)への充当ができるよう、特別法である生活保護法に特別な取り扱いを定めることを求めているものであり、実現可能なものであると考える。				【全国知事会】遺留財産の原資は、生活保護費だけに限定されないなど、課題が多いことから慎重な検討が必要である。【全国市長会】提案団体の意見を十分に尊重されたい。		「葬式費用」及び「日用品費」の先取特権(民法第309条、第310条)は、貧困者が葬式を営んだり生活に必要な物品を購入したりすることができるようにするという債務者保護の趣旨をも含む規定であり、御指摘のような生活保護債権への充当に関する特別な取り扱いを定めることの根拠とはならない。また、他の一般債権者(このような者の中には、被保護者に生活資金を貸し付けたような者も想定される。)との均衡という意味からも、葬祭扶助へ充当後なお遺留品に優先権がある場合について、生活保護法において、生活保護債権の優先的な取り扱いを設けることは困難である。	